

行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等
補助金事業に関するご案内

【問合せ先】

行橋市役所 都市整備部 建築政策課 建築政策係

〈住所〉 〒824-8601 行橋市中央一丁目 1 番 1 号

〈TEL〉 0930-25-1111(内線 1324, 1325)

〈FAX〉 0930-25-8201

〈E-mail〉 kenchikuseisaku@city.yukuhashi.lg.jp

① 補助内容

住宅性能向上工事等（耐震改修工事及び耐震改修工事と同時に行う省エネ改修工事又は建替え等に伴う除却工事）に要する費用の一部を補助

② 補助交付額

工事の種類		補助率	上限額
改修性能向上工事	耐震改修工事	費用（消費税及び地方消費税を除く）の <u>50%</u> に相当し、1,000円未満を切り捨てた額	60万円
	省エネ改修工事	費用（消費税及び地方消費税を除く）の <u>25%</u> に相当し、1,000円未満を切り捨てた額	20万円
建替え等に伴う除却工事		費用（補助対象住宅の解体及び撤去に要する費用又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方で、消費税及び地方消費税を除く）の <u>23%</u> に相当し、1,000円未満を切り捨てた額	30万円

※原則として、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行うこと

※省エネ改修工事単独の場合は補助の対象となりません

③ 補助を受けることができる条件

【補助対象者】

次のすべての条件を満たしている方

- ☐ 住宅の所有者もしくは自身が居住するため工事を行う者
- ☐ 市税、その他の公租公課を滞納していないこと
- ☐ 暴力団・暴力団員およびそれらと密接な関係を有する団体・者でないこと

【補助対象住宅】

次のすべての条件を満たしている住宅

- ☐ 市内に存在するもの
- ☐ 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ☐ 過去に耐震改修補助金の交付を受けたことがないこと
- ☐ 【性能向上改修工事】

現に居住者がいること又は改修後に居住する予定の者がいること

【建替え等に伴う除却工事】

申請時点で居住していること及び除却後は地震に対する安全性が確保された住宅等へ住替え等を行うこと

- ☐ 地階を除く階数が2以下のもの
- ☐ 戸建て住宅

※店舗の用途を兼ねるものは、店舗の床面積が2分の1未満のもの

- ☐ 建築基準法及び関係法令に違反していないもの

性能向上改修工事等を検討中の方

補助条件

- ☐ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、建物全体を1.0以上又は、1階部分の上部構造評点を1.0以上になる耐震改修工事及び耐震改修工事と同時に
行う省エネ改修工事（性能向上改修工事）又は建替え等に伴う除却工事を行う
もの

申請に必要な書類

【共通】

- ☐ 「行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付申請書」（様式第1号）
- ☐ 「耐震診断結果報告書」※建築士名及びその押印があるもの
- ☐ 対象住宅の外観写真
- ☐ 滞納のない証明書（市役所 1階 総合窓口課 ②番窓口にて発行：300円）
- ☐ 登記簿謄本（法務局にて発行：600円）、その他住宅の所有者・建築年月日を
証する書類
- ☐ 印鑑

【性能向上改修工事】

- ☐ 「耐震改修工事見積書」の写し ※建築会社名、代表者名及びその押印があるもの
- ☐ 「省エネ改修工事見積書」の写し ※建築会社名、代表者名及びその押印があるもの
※耐震改修・省エネ改修工事の内訳が分かるものであれば、見積書は複数必要ありません。
- ☐ 「耐震補強計画書」※建築士名及びその押印があるもの
- ☐ 対象住宅の補強予定箇所の写真
- ☐ 対象住宅の省エネ改修予定箇所の写真

【建替え等に伴う除却工事】

- ☐ 「除却工事見積書」の写し ※建築会社名、代表者名及びその押印があるもの
- ☐ 申請時点で居住しているところが分かる書類（住民票等）
- ☐ 除却工事後居住する住宅が地震に対する安全性が確保されていることが確認
できる書類（登記事項証明書、地震診断結果等）

※ 申請前に着工した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

改修工事等完了後の手続きについて

【工事完了後に提出していただく書類】

- ☐ 「行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金事業完了実績報告書」（様式第7号）
- ☐ 全ての施工箇所の写真（「施工前・施工中・施行後」）
※使用材料の写真及び全ての補強箇所（柱・筋交い・構造用合板・接継金物等）、
省エネ改修箇所（二重サッシ・ペアガラス・断熱材設置・LED照明の設置等）について、「施行前・施工中・施行後」の写真が必要です。
- ☐ 撮影位置図
- ☐ 施工建設会社と締結した契約書の写し
- ☐ 性能向上改修工事等に要した費用に係る施工者等からの請求書の写し
- ☐ 利用者アンケート
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【補助金請求時に提出していただく書類】

- ☐ 「行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付請求書」（様式第9号）
- ☐ 施工建設会社等に費用を支払ったことを証する領収書の写し

上記の書類を、**本年度1月末日（末日が休日の場合は前開庁日）**までに必ず提出してください。

提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなりますのでご注意ください。

税の減額措置について

耐震改修工事を行った場合は、所得税及び固定資産税の減額措置を受けることができます。

詳しくは、

所得税について・・・お住まいの管轄の税務署へ

固定資産税について・・・税務課 固定資産税へ（行橋市役所 東棟1F）

その他

【補助対象事業の内容に変更があった場合に提出していただく書類】

- ☐ 「行橋市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付変更申請書」（様式第5号）
- ☐ 変更内容を明らかにする書類（変更後見積書、変更箇所の写真、図面等）

補助対象となる工事範囲

1. 耐震性を高めるための補強工事

- (1) 耐震壁の増設又は補強
 - ・壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
 - ・筋交いを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。
- (2) 金物等による補強
 - ・土台、柱、梁、筋交い等の接合部を金物で堅固にする。
- (3) 基礎の補強
 - ・鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
 - ・無筋コンクリート基礎を補強する。
(鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等)
 - ・玉石基礎等を補強する。
(足固め、鉄筋コンクリート打設等)
- (4) 屋根の軽量化
 - ・瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。
- (5) その他の耐震性や剛性を高める工事
 - ・火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
 - ・ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
 - ・劣化、シロアリ等による被害のある部材を取り替える。(防腐・防蟻処理を含む)

2. 補強工事に伴う内外装工事

- (1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧(補強する壁から1m以内を原則とする)
- (2) 耐震補強により取替えを必要とする建具
- (3) キッチンセット、洗面台、便所、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付け費用
- (4) 設備の配管、配線等の切り回し
- (5) 屋根の葺き替え(下地を含む)及び軒樋の取替え(縦樋は除く)
- (6) その他の耐震補強に伴い必要となる工事

3. 省エネ改修工事

- (1) 開口部(窓、ドア等)、躯体(外壁、屋根・天井、床等)の断熱性能を従来より向上させるもの
- (2) LED照明の設置
- (3) 節水型トイレ(節水型大便器で、洗浄水量が6.5L以下のもの)の設置
- (4) 高断熱浴槽(4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内)の設置
- (5) 高効率給湯器(電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート等)、潜熱回収型ガス給湯器(エネジョーズ等)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール等)等設置
- (6) その他省エネ性能の向上が図られる工事

補助金交付申請の流れ

申請者
建築物の所有者

行橋市
建築政策課 建築政策係

補助金交付申請(工事着工前)

耐震診断の実施
上部構造評点1.0未満

事前相談

補助対象要件

交付申請及び添付書類提出

提出

交付申請書の受領及び審査

約2~3週間

補助金交付決定通知書の受領

補助金交付決定通知書の送付

施工業者との契約締結
性能向上改修工事等着工

工事完了後

実績報告書の提出

提出

実績報告書の受領及び審査
補助交付額の確定

約2~3週間

補助金額確定通知書の受領

補助金額確定通知書の送付

補助金交付請求書の提出

提出

補助金の振込

振込

※提出期限までに必ず提出して下さい。
提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなります。

施工建設業者の方にお渡し下さい。

施工業者の方へ（性能向上改修工事等）

実績報告書の提出について

改修工事等完了後に、申請の方には写真など工事完了後に提出して頂く必要な書類を**本年度1月末日（末日が休日の場合は前開庁日）**までに必ず提出して頂くようお願いしております。

提出が遅れた場合は、補助金を交付することができなくなりますのでご注意下さい。

全ての施工箇所の写真について

- ・撮影位置図の添付をお願いします。（図面の位置と整合しているか確認するため）
- ・使用材料の写真及び全ての補強箇所（柱・筋交い・構造用合板・接続金物等）について、「施行前・施工中・施行後」の写真が必要です。

補助対象となる改修工事範囲

1. 耐震性を高めるための補強工事

- （1）耐震壁の増設又は補強
 - ・壁を増やし、かつ、つりあいよく配置する。
 - ・筋交いを入れたり、合板を張って強い壁を増やす。
- （2）金物等による補強
 - ・土台、柱、梁、筋交い等の接合部を金物で堅固にする。
- （3）基礎の補強
 - ・鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。
 - ・無筋コンクリート基礎を補強する。
（鉄筋コンクリート布基礎の増打ち等）
 - ・玉石基礎等を補強する。
（足固め、鉄筋コンクリート打設等）
- （4）屋根の軽量化
 - ・瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。
- （5）その他の耐震性や剛性を高める工事
 - ・火打梁及び構造用合板等で床面の剛性を高める。
 - ・ボルトの緩み調整、接合部金物の交換や追加補強等により剛性を高める。
 - ・劣化、シロアリ等による被害のある部材を取り替える。（防腐・防蟻処理を含む）

2. 補強工事に伴う内外装工事

- (1) 床、壁、天井、外壁等の撤去及び復旧（補強する壁から1m以内を原則とする）
- (2) 耐震補強により取替えを必要とする建具
- (3) キッチンセット、洗面台、便所、浴槽、空調機等の既存備品の取外し、再取付け費用
- (4) 設備の配管、配線等の切り回し
- (5) 屋根の葺き替え（下地を含む）及び軒樋の取替え（縦樋は除く）
- (6) その他の耐震補強に伴い必要となる工事

3. 省エネ改修工事

- (1) 開口部（窓、ドア等）、躯体（外壁、屋根・天井、床等）の断熱性能を従来より向上させるもの
- (2) LED照明の設置
- (3) 節水型トイレ（節水型大便器で、洗浄水量が6.5L以下のもの）の設置
- (4) 高断熱浴槽（4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内）の設置
- (5) 高効率給湯器（電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）、潜熱回収型ガス給湯器（エネジョーズ等）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール等）等設置
- (6) その他省エネ性能の向上が図られる工事